

令和6年2月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和6年3月6日（水） 開会 午前10時
閉会 午前11時26分

場所 第5委員会室

出席委員 高木功介委員長
逢澤圭一郎副委員長
栄寛美委員、林薫委員、吉良英敏委員、白土幸仁委員、神尾高善委員
泉津井京子委員、山根史子委員、塩野正行委員、松坂喜浩委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
目良聡産業労働部長、野尻一敏産業労働部地域経済・観光局長、
浪江治産業労働部産業政策局長、久保佳代子産業労働部雇用労働局長、
竹内康樹産業労働政策課長、小貝喜海雄商業・サービス産業支援課長、
神野真邦産業支援課長、坂入康昭産業創造課長、
村井秀成産業拠点整備推進幹、島田守企業立地課長、横内治金融課長、
松澤純一観光課長、高橋利維雇用労働課長、鯨井素子人材活躍支援課長、
深野成昭多様な働き方推進課長、植竹眞生産業人材育成課長

山本好志労働委員会事務局長、
伊島順子労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
北島通次公営企業管理者、新井哲也企業局長、高橋伸保水道部長、
吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、大澤建孔地域整備課長、
檜山建水道企画課長、岸本貴志水道管理課長、増田伸主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第37号	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第39号	埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第55号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）のうち産業労働部関係及び企業局関係	原案可決
第67号	令和5年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決

第68号	令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第69号	令和5年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）	原案可決

2 請願
なし

3 報告事項
なし

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

栄委員

- 1 埼玉県産業技術総合センターについて、新たに導入する試験研究機器はどのような基準で選定したのか。また、利用見込みはどうか。
- 2 農大跡地活用等推進事業について、6億8,187万4千円の減額となっているが、SAITAMAロボティクスセンター（仮称）用地の取得は順調なのか。また、用地取得費が見込みを下回ること等による減額とのことだが、本事業の執行率と見込みを下回った理由はどうか。
- 3 次世代産業支援費の繰越明許費について、実施設計に不測の日数を要したという事だが、SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の建設への影響はどうか。

産業創造課長

- 1 産業技術総合センター内に設置した機器整備委員会において、企業ニーズや新技術への対応を踏まえて選定した。企業ニーズは、依頼試験や機器開放、技術相談の際にあった要望のほか、研究発表会でのアンケート結果や展示会の出展者からの意見を参考とした。利用見込みについては、顕微ラマン分光光度計は、年間330時間程度、週換算で6時間程度、マルチミルは年間200時間程度、週換算で4時間程度、食品用乾燥機は年間1,250時間程度、週換算で20時間程度を見込んでいる。また、更新する接触角測定装置は、年間261時間程度、週換算で5時間程度を見込んでおり、合計で248万2千円の収入を見込んでいる。

産業拠点整備推進幹

- 2 用地取得はおおむね順調に進み、令和5年12月に事業に必要な用地の取得契約が完了した。現在、年度内の土地の引渡しを待っている状況であり、来年度の建設工事は計画通り着工できる見込みである。また、予算執行率は2月末時点で62.3%である。主な減額理由は、令和4年度の用地取得が想定より早く進み、今年度見込んでいた用地取得費が結果的に不要となったことによるものである。
- 3 繰越明許費の対象事業は、都市整備部に執行委任しているロボット開発イノベーションセンター（仮称）の実施設計業務委託である。事業区域内にある道路の廃止手続が後ろ倒しとなり、委託業務に含まれる建築基準法に基づく手続開始が4月以降となったため繰越しするものである。実施設計自体は令和5年度末に完了する見込みであり、都市整備部において令和6年度当初から建築工事の発注準備を進め、予定どおり令和6年度内に着工して令和8年度内に開所できるよう取り組んでいる。

林委員

- 1 中小企業制度融資損失補償費について、信用保証協会による代位弁済額が見込みを

下回ることによる減額とあるが、どのような見込みだったのか。

- 2 中小企業制度融資利子補給費について、6億1,400万円の減額となっているが、どのような見込みだったのか。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策推進基金への積立てについて、38億3,700万円という金額の算出根拠はどのようなものだったのか。
- 4 就職支援訓練事業費について、職業訓練の入校者数が見込みを下回ったことによる減額とあるが、どのような状況だったのか。また、入校者数の見込みと実際の人数はどうだったのか。

金融課長

- 1 コロナ禍が長期化する中で、令和2年度から3年度にかけて実施したいいわゆるゼロゼロ融資により、引き続き保証債務残高が高い水準で推移していたことから、代位弁済額が大幅に増加しても対応できるように金額を見込んでいた。具体的には、令和4年9月末までの代位弁済額の実績を基にリーマンショックの際の代位弁済率を参考に、代位弁済額を146億円程度と見込んでいたが、実際の代位弁済額はコロナ禍前を若干上回る100億円程度となったものである。
- 2 融資枠の拡大や利子補給率の引上げを行った伴走支援型経営改善資金は多くの利用があったが、経営安定資金など、その他のいわゆるセーフティーネット系資金や設備投資促進資金といった前向き資金の利用が少なかったことなどにより、制度融資全体としては融資残高が当初見込みを下回ったものである。
- 3 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いが変更になり、利子補給事業の対象が令和4年度から1年間延長された。それに伴い令和5年度分についても基金に積み立てるものである。融資実行の翌年度から5年間分が交付金の対象経費となるため、令和6年度から令和10年度までに見込まれる利子補給費分を基金に積み増すものである。

産業人材育成課長

- 4 応募倍率は約0.9倍で定員に近い応募者数だったが、応募してから入校までの間に就職が決まり入校を辞退する人がいたことなどで、見込みを下回ったものである。また、10月末までの入校率の実績は約72.4%だった。国から示された年間の目安数を基に定員数を5,232人と見込んでいたが、上半期の実績に応じ3,790人を入校者数の見込みとして、減額補正するものである。

林委員

中小企業制度融資利子補給費について、セーフティーネット系の融資と設備投資促進資金などの前向きな融資とで、それぞれの融資見込みはどうか。

金融課長

伴走支援型経営改善資金については、0.4%だった利子補給率を令和5年度に0.

6%に引き上げたところ非常に好評であり、今年度末の融資残高は1,000億円を上回る見込みである。それ以外のセーフティネット系資金や設備投資促進資金といった前向き資金については、見込みを下回る状況である。

吉良委員

- 1 就職支援訓練事業費について、定員数5,232人の見込みを3,790人の見込みとして減額補正することに対して、どのように捉えているのか。
- 2 労働委員会関係の補正予算について、委員会費と事務局費が減額となっているが、具体的にどのような理由で減額となったのか。

産業人材育成課長

- 1 入校者数や入校率、辞退者数については、年度によって変動はあるものの、それほど大きく変化はない。今回も例年と同程度の減額補正であり、想定の範囲内であると考えている。

労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

- 2 不当労働行為事件においては、申立人と被申立人を会場に呼び、審問を実施するが、非常に重要な証拠となるため専門の速記業者に筆耕を依頼している。減額の一番の理由は、審問の実施回数が当初の見込みを下回ったことによるものである。

泉津井委員

シニア活躍推進事業費と働く女性のワンストップ支援拠点事業費が減額となっている。これらの事業は推進していくべきであると考えるが、なぜ減額となっているのか。

人材活躍支援課長

シニア活躍推進事業費は632万3千円の減額補正を行っているが、うち約6割を占めているのが、公募型プロポーザルによって業者選定を行ったアドバイザー派遣業務委託の契約差金である。また、セカンドキャリアセンターの運営事業において、事業実施時期などを考慮した結果、広報用に用意していたチラシの枚数が当初の見込みを下回ったため、その分も減額したものである。働く女性のワンストップ支援事業費については、セミナーのオンライン化を進めたことにより受講者が自宅から受講できるようになり、それに伴い託児サービスの利用が減ったため、保育の業務委託料を減額したものである。

山根委員

産業技術総合センターに新たに導入する試験研究機器について、本県以外でこれらの機器を導入している自治体はあるのか。また、機器の購入費に対して利益が出るように料金設定をしているのか。

産業創造課長

関東地方の近隣都県と比較すると、顕微ラマン分光光度計については栃木県を除く各都県、マルチミルについては長野県、食品用乾燥機については東京都と長野県においてそれぞれ整備されている。接触角測定装置については、千葉県を除いた各都県で整備をされている。利用料金のうち使用料は、減価償却費に加え、維持に要する管理費や消耗品、光熱費を勘案して算出している。また、手数料は産業技術総合センターで依頼試験を行うことに対する対価であるため、使用料に加えて、産業技術総合センターの人件費相当額が上乗せされた金額となっている。このように使用料や手数料は、実際の機器の使用や試験に係る経費、いわゆる実費分を積算の根拠としており、利益が出るような料金設定とはなっていない。

山根委員

東京都では、中小企業と一般利用者との料金が異なり、中小企業のほうが安く設定されている。このような料金設定についてどう考えるか。

産業創造課長

例えば、今回導入する接触角測定装置の利用料は、本県が1時間あたり680円であるのに対して、東京都は一般料金が2,350円、中小企業料金は1,170円となっている。このことから、本県の料金設定は中小企業に配慮できていると考えている。また、東京都以外に中小企業とそれ以外とで利用料金を分けている自治体もないことから、現状では利用料金を分けることは考えていない。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

栄委員

- 1 埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例について、条例改正後、令和6年度から希望する使用者より順次、スマートメータを導入していくということだが、使用者の手間が減るというメリットがあるのであれば、スマートメータの導入は進んでいくように思うが、見込みはどうか。
- 2 スマートメータの導入費用はどうか。
- 3 スマートメータを、県ではなく使用者が設置することとしている理由は何か。

水道企画課長

- 1 工業用水道は給水規程に基づき、記録計については県の承認を受けた上で基準に合ったものを使用者の負担で設置することになっている。これは機器の更新でも同様であるため、条例改正後直ちに交換を求めるものではなく、記録計の更新のときに切り替えていただくことを想定している。現時点で数社からスマートメータの導入について問合せを受けているが、条例可決後に改めてスマートメータ導入のメリット等を受水企業に周知する予定で、スマートメータの導入を希望する企業や、記録計を更新する企業から、順次切替えが進むものと考えている。

- 2 スマートメータを扱っている企業にヒアリングをしたところ、端末としては1か所当たり数万円とのことだったが、実際に設置されている場所によって、変換機やケーブルなどの必要なものが変わるため、現場の状況により異なるとのことだった。
- 3 工業用水の料金制度は、実際に利用した水量にかかわらず契約水量で料金が発生する責任水量制となっている。契約水量を超えて使用した場合には超過料金が発生するが、スマートメータや記録計は、その超過水量を把握するというために必要な機器であるため、使用者自らが設置することになっている。

林委員

- 1 大久保浄水場高度浄水処理施設整備事業について、240億円の増額となっている。理由として物価や人件費の高騰のためという説明があったが、詳細はどうか。
- 2 物価高騰の流れは今後も続くおそれがあるが、今回の増額補正額は今後の物価上昇を見込んだ金額なのか。

水道管理課長

- 1 現在の継続費は令和3年度の単価で設定したものであるが、当時と比較して、鉄筋など鋼材類が約50%、水道管等の管材料が約30%、コンクリートが約20%上昇している。また、労務費は平均して約11%、諸経費も約3%それぞれ上昇しているものである。
- 2 今回の継続費は、今後実施する工事費について、令和5年度における積算単価を基に設定したものである、今後も物価高騰の流れは続くおそれがあるが、それを予測するのは困難であるため、物価上昇等は見込んでいない。

林委員

このまま物価が上昇し継続費が不足した場合は、どのように対応するのか。

水道管理課長

まずは、契約差金で対応することを想定しているが、大久保浄水場の高度浄水処理施設は、次世代に安全な水を安定して供給するために必要な施設であり、この事業を止めることはできない。そのため、今後物価上昇により事業費が不足すると判明した時点で、再度継続費を増額せざるを得ないと考えている。

泉津井委員

- 1 吉見浄水場拡張施設整備事業について、送水管布設ルートの変更により事業期間を3年間延長して令和11年度までとするとのことだが、ルートの変更によって事業期間の延長が必要となるのはなぜか。
- 2 事業期間を3年間延長することの影響はどうか。

水道管理課長

- 1 送水管布設ルートは、道路や河川などの用地に管理者から占用許可を受けた上で設置する必要があるが、占用に向けた協議の段階で当初想定していたルートを変更せざるを得ない事態が生じた。この変更に伴い、工事がより難度の高い施工方法へと変更になったため、事業期間の延長が必要となったものである。
- 2 この事業は、災害時等にも断水リスクを低減するとともに、送水管路網のネットワーク化により、柔軟な水運用体制の確保を図るものである。事業期間の延長により、この事業効果の発現が遅れることとなる。

塩野委員

- 1 吉見浄水場拡張関連整備（Ⅱ期）事業及び大久保浄水場高度浄水処理施設整備事業に係る継続費の増額補正について、総事業費が大幅に増額されているが、これは将来的な水道料金等の増額にもつながりかねない問題である。費用を抑えるためにどのような努力をしているのか。
- 2 資本的支出では、吉見浄水場拡張関連整備（Ⅱ期）事業で約16億円、大久保浄水場高度浄水処理施設整備事業吉見浄水場で約21億円減額している。減額になった要因は何か。

水道管理課長

- 1 工事で使用する資材の縮減や、エネルギー量が少ないものを選定するなど、コスト削減に努めている。
- 2 令和5年度に予定していた工事が実施できなかったため、逡次繰越し減額するものである。

塩野委員

今回の増額補正は、相当大きな変更だと受け止めている。大久保浄水場は令和10年度まで、吉見浄水場は令和11年度まで工事が見込まれているが、今後もコスト増の圧力は掛かり続ける。この点をどのように考えているのか疑問である。もっと抜本的に、総事業費の増額に対して、企業局はどのように対応していくのか。

水道管理課長

大久保浄水場の工事に関しては、現在資材の発注準備をしているが、発注を分けることでコストがかかる資材は大型ロットで発注するなど、現場の施工状況やエリアの問題も考慮に入れつつ、発注の部分でもコスト縮減を図っている。

塩野委員

育成支援という側面からも、施工業者にしわ寄せが行くことは絶対あってはならない。その点を留意した上で、総事業費の算出に当たって、しっかりと見込みを出していく努力が必要であると思うが、どうか。

水道管理課長

施工業者に適切な対価が支払われるよう国や県で単価が定められているが、令和3年度と比較して、動力費や人件費等の単価が非常に上がっている。施工事業にしわ寄せが行くことは、県としても絶対にあってはならないと考え、今回の補正予算で増額しているものである。今後は、契約差金を充てるなどして増額がないよう執行管理していく。
